

北塩原村空き家家財家具処分等補助金

空き家の利活用と北塩原村内への移住の促進を図るため、家財道具の処分費の一部を補助します。

※補助金の予算には限りがあります。※着手前に事前にご相談と申請をお願いします。

補助金 **最大 20万円**
(上限に達し次第受付を終了します。)



対象者

村内に存する空き家で①又は②のいずれかに該当するもの

- ① 村の空き家バンクに登録された空き家の所有者で、売買契約又は賃貸借契約が成立した者。
- ② 村移住定住促進空き家活用住宅に登録する意思がある空き家の所有者で、村との賃貸借契約が成立した者。

補助の要件

A~Gのすべてに該当する方

- A. 補助対象と同一世帯に属する者全員が村税等を滞納していないこと。
- B. 申請年度の3月31日までに完了すること。(完了の日から14日以内又は申請年度の3月31日までのいずれか早い日までに実績報告が必要です。)
- C. 暴力団員等でないこと。
- D. 当補助金を受けたことが無い方であること。
- E. 当補助金を受けたことが無い空き家であること。
- F. 3親等以内の親族との売買契約または賃貸借契約でないこと。
- G. 家財道具等の販売を目的としていないこと。



対象経費

家財家具等の処分等に係る費用

- ・家財家具等の処分等を一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者へ委託する経費。
- ・家財の移設を委託する経費。
- ・家電リサイクル法指定の家電製品を処分する経費。
- ・敷地内の樹木伐採、草刈等を委託する経費。
- ・遺品整理作業、ハウスクリーニング、排水管清掃などを委託する経費。

※家財道具等の販売を目的としている場合対象外。



補助金額

補助対象経費の

1/2 (千円未満の端数切捨て)
※住民税非課税世帯の場合 10/10

限度額: 20万円

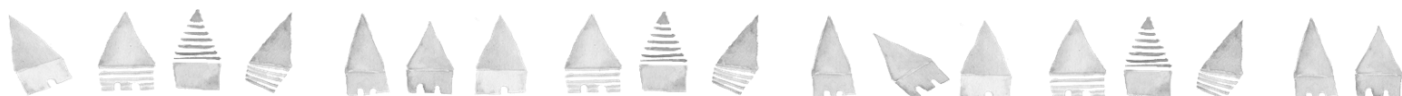
お問合せ窓口

建設課

0241-23-3261

Email: kensetsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

北塩原村役場
ホームページ



北塩原村空き家家財家具処分等補助金の交付手続きの流れ

① 事前相談 【申請者】

着手前に建設課へご相談下さい。



② 交付申請 【申請者】

下記書類をご提出下さい。

- 村空き家家財家具処分等補助金交付申請書 (様式第1号)
- 誓約書兼同意書 (様式第1号の2)
- 本人証明書類写し (運転免許・マイナンバーカード等)
- 登記事項証明書 (未登記の場合: 固定資産税納税課税台帳等)
- 補助対象者 (同一世帯全員分) の村税等に滞納が無いことを証明する書類
- 対象経費の根拠書類 (見積書の写し等)
- 家財道具等処分前の写真
- 空き家の売買契約書又は賃貸契約書の写し
- 補助金振込先の通帳写し
- その他 (※必要に応じて書類の提出を求める場合があります。)



③ 審査・交付決定 【北塩原村】

- 書類審査
 - 交付決定通知
- ※補助金交付決定後に処分等の内容が変更になる時、又は中止する時は必ず村の承認が必要となりますので、ご連絡下さい。



④ 撤去委託の実施 【申請者】



⑤ 完了報告 【申請者】

下記書類をご提出下さい。

- 村空き家家財道具処分等補助金実績報告書 (様式第5号)
- 請求書及び領収書の写し
- 処分後の状況写真
- 処分先が確認できる書類 (一般廃棄物収集運搬事業者よりうけとる「廃棄先と内容記載がある伝票の写し」)

事前確認

下記に該当する物件は補助金を受ける事が出来ません。

- 交付決定前に着手をした場合
- 過去に当補助金を受けている場合
- 家財道具等の販売を目的としている場合
- 工事完了後14日以内、もしくは交付決定年度の3月31日までに実績報告書類提出が出来ない場合

注意事項

下記に該当する場合は交付決定後でも補助金を返還頂く事があります。

- 申請書、提出書類に虚偽記載があった場合
- 補助金を他の用途に使用した場合
- 交付要件に違反した場合
- 実績報告が無い場合

⑥ 審査・決定 【北塩原村】

- 書類審査
- 交付額確定通知



⑦ 請求 【申請者】

下記書類をご提出下さい。

- 村空き家家財道具処分等補助金交付請求書 (様式第7号)



⑧ 支払 【北塩原村】

- 振込み (請求から30日以内)

